

全体についての消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、_____全体についての防火管理に必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他の災害（以下「火災等」という。）から人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定める事項については、次の者及び部分に適用する。

- (1) _____に勤務し、出入りする全ての者
- (2) _____の防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）を受託している者

2 この計画を適用する場所の範囲は、_____及び敷地内の全てとする。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、別表1「管理権原の及ぶ範囲」のとおりとする。なお、各事業所の消防計画においてもその範囲を明記するものとする。

2 各事業所の管理権原者は、防火管理の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適切に行わせなければならない。

第2章 管理権原者の責務等

(管理権原者の責務)

第4条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- (1) 各管理権原者間の協議により、建物全体についての防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火管理者として選任（解任）すること。
- (2) 統括防火管理者に、建物全体についての消防計画の作成その他防火管理業務を行わせること。
- (3) 統括防火管理者を選任（解任）する場合、消防機関へ届け出ること。
- (4) 統括防火管理者の届出等消防機関との連絡など防火管理業務上必要な事項を行うとともに、相互に意思の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること。
- (5) 建物全体についての防火管理業務の実施体制を確立し、維持すること。
- (6) 火災等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。

(防火管理業務の委託)

第5条 建物全体についての防火管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画の定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者等の指示、命令の下に適切に業務を実施する。

- 2 受託者は、受託した建物全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告するものとする。

第3章 統括防火管理者、防火管理者の責務等

(統括防火管理者の責務)

第6条 統括防火管理者は、_____とし、建物全体についての防火管理業務の実施について、次の事項について責務を有する。

- (1) 建物全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。
 - (2) この計画に基づく消火、通報及び避難等の訓練の定期的な実施に関すること。
 - (3) 廊下、階段、避難口等の避難施設の維持管理に関すること。
 - (4) 火災等の災害発生時における建物全体の避難誘導、要救助者の救出等の活動体制の維持に関すること。
 - (5) 火災等の災害発生時における消防隊に対する建物の構造等の情報提供及び消防隊の誘導等に関すること。
 - (6) この計画の管理権原者への周知に関すること。
 - (7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者に対して、必要な事項について指示することができる。
- 3 統括防火管理者は、消防機関等に対するこの計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。
- 4 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者と相互の連絡を保ち建物全体の安全性の確保に努めなければならない

(防火管理者の責務)

第7条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。

- (1) 防火管理者を選任（解任）するとき。
- (2) 消防計画を作成又は変更するとき。
- (3) 統括防火管理者から指示、命令された事項の結果
- (4) 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき。
- (5) 用途及び消防用設備等・特殊消防用設備等を変更するとき。
- (6) 内装の改修などの工事を行うとき。
- (7) 大量の可燃物の搬入、搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵し、又は取り扱うとき。
- (8) 臨時に火気を使用するとき。
- (9) 火気を使用する設備・器具（以下「火気使用設備等」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。
- (10) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
- (11) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は

改修するとき。

(12) 防火管理業務の一部を委託するとき。

(13) 催物を開催するとき。

(14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。

(15) その他防火管理上必要な事項

2 各事業所の防火管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとの消防計画を作成し、防火管理業務を行う。

3 各事業所の防火管理者は、他の防火管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火管理業務を推進する。

第4章 予防管理対策

(点検・検査)

第8条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次による。

(1) 防火対象物の法定点検

ア 防火対象物の法定点検は、_____の責任により行う。

イ 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、_____に委託して、____月と____月に実施する。

ウ 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

2 消防用設備等・特殊消防用設備等及び防火・避難施設等の自主検査は、次による。

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、共用部分は_____、各事業所の占有部分は各事業所の責任により行う。

イ 各事業所の占有部分の自主点検の実施方法、時期等は、各事業所の消防計画による。

ウ 統括防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等に特例が適用されている場合の特殊適用条件の適否についても併せて実施しなければならない。

(2) 防火・避難施設等の自主検査等

ア 建物、避難施設、防火設備、排煙施設（設備）及び火気使用設備等の自主検査は、共用部分は_____、各事業所の占有部分は各事業所の責任により行う。

イ 各事業所の占有部分の自主検査の実施方法、時期等は、各事業所の消防計画による。なお、各事業所の自主検査の実施範囲には、各事業所が日常使用する廊下、階段等の避難上必要な施設を含めるものとする。

(消防用設備等の機能維持)

第9条 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検及び自主点検・検査を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各管理権原者の範囲により、統括防火管理者又は防火管理者は、改修計画を策定する。

2 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検及び自主点検・検査を発見された不備欠陥箇所の改修等は、改修計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により行う。

(休日・夜間等の対応)

第10条 統括防火管理者は、休日・夜間等の建物内の状況を把握しておくものとする。

2 各事業所の防火管理者は、消防計画に事業所の休日・夜間等における防火管理体制について定めるとともに、特異事項については、統括防火管理者に報告する。

(関係機関との連絡)

第11条 統括防火管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行い、防火管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

(防火管理維持台帳への記録)

第12条 統括防火管理者は、建物全体（各事業所の占有部分を除く）についての防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火管理維持台帳に編冊、整理及び保管しておく。

2 各事業所の管理権原者は、事業所の占有部分の防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて、防火管理維持台帳に編冊、整理及び保管しておく。

第5章 火災予防に関する事項

(出火防止対策)

第13条 建物全体についての火気使用設備等、喫煙管理及び放火防止対策等出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(従業員等の遵守事項)

第14条 本建物内の従業員等が、火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(放火防止対策)

第15条 統括防火管理者は、放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

- (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。
- (3) 階段室、トイレ等死角となる場所の挙動不審者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の不定期的な巡回監視を行う。

(5) 夜間通用口における入館者チェックを徹底する。

(危険物品等の管理)

第 16 条 本建物内へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止とする。ただし、本建物内への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請等により認められた場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。

(2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。

(3) 危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないようにすること。

(4) 指定可燃物及び高圧ガス等の危険物品等については、それぞれの関係法令に基づき貯蔵し、又は取り扱うこと。

(5) 定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。

(防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第 17 条 統括防火管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。

(1) 避難通路、避難口、廊下、階段その他の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。

ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

(2) 火災の延焼を防止するための防火設備

ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。また、常時閉鎖状態のものにあつては、その機能を有効に保持すること。

イ 防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

2 各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

3 各事業所の防火管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

第 6 章 地震等に関する事項

(建物の地震対策)

第 18 条 統括防火管理者及び防火管理者は、地震が発生した場合に備え、建物、設備等の維持管理に努めるものとする。

2 統括防火管理者及び防火管理者は、地震が発生した場合は、地震後に点検・検査を実施し、安全の確認及び必要な措置を行う。

3 管理権原者は、建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速

やかに改修を図るものとする。

(収容物等の転倒、落下及び移動防止措置)

第 19 条 統括防火管理者は、建物全体の施設、設備、機器等の転倒、落下及び移動防止措置を行う。

2 統括防火管理者は、収容物等の転倒、落下及び移動防止措置の確認については、建物等の自主検査に合わせ実施し、不備欠陥が発見された場合は、応急措置を行うとともに、改修計画を策定する。

3 各事業所内のオフィス事務機器、ロッカー、棚等の転倒、落下及び移動防止措置(金具による固定、飛散防止フィルムのガラスへの貼付等)及び安全対策については、各事業所の消防計画に定める。

(ライフラインの途絶に対する予防措置)

第 20 条 統括防火管理者は、地震時のライフラインなどが途絶する場合の予防措置として、次のことを行う。

(1) 停電に備えて、自家用発電機、発動発電機、蓄電池及び携帯用照明器具等の確保を図るとともに平素からこれらの取扱要領を防火管理者等に習得させておく。

(2) ガスの供給停止に備えて、プロパンガスボンベ、カセットコンロボンベ、灯油、炭等の確保を図る。

(3) 断水に備えて、建物全体で保有する水量の把握とともに、生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。

(4) 通信不全に備えて、電話回線の複線化及び無線機、トランシーバー、拡声器等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からこれらの取扱訓練を行う。

2 防火管理者は、ライフラインの途絶に備えて、非常用物品等の確保について、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(地域防災計画等との調整)

第 21 条 統括防火管理者は、消防に係る法令及び地域防災計画、防災マップ等を定期的に確認し、建物全体についての消防計画との整合性に努めるものとする。

第 7 章 自衛消防活動

(自衛消防組織のその任務)

第 22 条 火災等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、別表 2 の任務分担により自衛消防組織を編成する。

2 隊長は、自衛消防組織が活動を行う場合は、指揮命令を行うとともに、消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるよう努める。

3 隊長が不在の場合は、副隊長が隊長の任務を代行する。

(自衛消防活動)

第 23 条 火災等が発生したときは、任務分担に基づき行動するものとする。

2 火災が発生させ、又は火災を発見した事業所は、出火場所、火災の状況等を消防機関へ通報するとともに、周囲の者に自動火災報知設備の発信機等を活用して火災を知

らせるものとする。

- 3 火災の知らせを受け、又は火災の発生を知った事業所は、事業所内にいる者を最適な避難経路を判断して安全な場所まで誘導するとともに、上階からの避難者の避難誘導に当たる。
- 4 消火活動は、消火器、屋内消火栓設備等を活用して初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止に当たる。

第8章 教育及び訓練

(教育の実施)

第24条 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

- 2 各事業所の従業員等に対する教育は、各事業所の消防計画による。

(教育の内容)

第25条 防火管理業務に従事する者に対し、次の教育を行う。

- (1) _____全体についての消防計画の周知徹底
- (2) 各事業所の責任範囲とその業務
- (3) 自衛消防組織の編成とその任務
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等、防火設備等の機能及び取扱要領
- (5) 火災予防に関する事項
- (6) 火災等に関する事項
- (7) その他防火管理上必要な事項

(消火、通報等の自衛消防訓練)

第26条 統括防火管理者は、全ての事業所が参加する消火、通報及び避難訓練を実施する。

- 2 統括防火管理者は、前項の訓練に参加しない事業所の防火管理者等に対し、訓練の参加を促すことを指示することができる。
- 3 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画の定めるところにより実施する。

(訓練の内容)

第27条 訓練は、次の要領で実施する。

- (1) 通報、消火、避難誘導及び救護を連携して行う訓練は、____月と____月の年2回実施する。
- (2) 統括防火管理者は、前号の訓練を実施する場合は、あらかじめ消防署長に通報するものとし、実施日時、訓練内容等について事業所の防火管理者等に周知徹底するものとする。

附 則

この計画は、____年____月____日から施行する。

別表 1 管理権原の及ぶ範囲

階数	事業所	管理権原者
共用部分		

別表 2 自衛消防組織

隊長	通報連絡班	階数	事業所
副隊長	消火班	階数	事業所
副隊長	避難誘導班	階数	事業所